

「技能職員の勤務労働条件（労働安全衛生等）について」

（市従港湾支部 本交渉（回答）議事録）

日時：令和5年6月19日（月） 17：00～17：30

場所：大阪港湾局 第1会議室

出席者

（大阪港湾局）

局長、理事、総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局

（大阪市従業員労働組合港湾支部）※以下「市従」と表記

支部長、副支部長、書記長、調査担当部長、組織部長、組織担当部長、福祉対策部長

（局）

- ・ ただいまから、「技能職員の勤務労働条件（労働安全衛生等）について」の交渉申し入れとして、6月7日（水）にお受けしておりました、現業統一闘争に関する要求書のうち、交渉事項に該当する項目につきまして回答いたします。

（局）

- ・ 申し入れの5点目にございました定年延長における高齢期職員の働き方につきまして、労働安全衛生法第62条で中高年齢者等の配慮が定められており、厚生労働省策定の「エイジフレンドリーガイドライン」で施設・設備・装置等の改善の検討等高年齢労働者の安全と健康確保のための措置を講ずるよう示されております。
- ・ 当局といたしましては、各課の安全衛生委員会等で出された意見を吸い上げるとともに、定年延長に伴う高齢期職員の働き方について労働安全衛生の観点から、各課にヒアリングを実施する等、各職場の要望を確認し、必要となる高年齢労働者の特性に配慮した職場づくりに努めてまいります。
- ・ 申し入れの6点目にございました新型コロナウイルスの感染防止対策につきましては、5類感染症と位置づけられたことで、その対応も大きく変更されておりますが、引き続き局として正確な情報収集に努め、積極的に有効な情報を各職場に共有することで、職員、市民・利用者の安全確保を図ってまいりたいと考えております。
- ・ また、今後新たな対応策を講じなければならない事案が生じた場合には、その時々状況に応じた柔軟な対応を図らせていただきます。
- ・ 次に、7点目の労働安全衛生に関する事項ですが、所属・職場は、事業主として、職場における職員の安全と健康を確保する責務があり、職員が安心して職務に専念できるように職場の危険因子及び健康障害を排除する等の防止策を講じなければならないことと認識しております。
- ・ 労働安全衛生管理体制の充実・強化につきましては、大阪港湾局安全衛生委員会をはじめ各職場に安全衛生委員会を設置しており、各職場の安全衛生委員会の議事内容は局全

体で情報共有できるように庁内ポータル大阪港湾局サイトに掲載しております。また、必要に応じて各職場の安全衛生担当の係長級等を集め、安全衛生担当者会議を開催し、局安全衛生委員会の議事内容の報告や、各現場との意見交換を行うことで、安全衛生に関する更なる情報共有を図っております。また、庁内情報誌「HUMAN」に労働安全衛生についての記事を掲載し、情報発信してまいります。

- ・ この他、本市労働安全コンサルタントを活用した熱中症予防をはじめとする安全衛生に関する各種研修・講習の開催や、本市出張型健康講座の開催、外部講師による職場におけるメンタルヘルスに関する講習や、各種ハラスメントに関する講習を実施しております。なお、熱中症予防講座につきましては、令和5年6月5日に集合研修を開催いたしました。
- ・ その他、機具機材・装備の購入に関しましては、作業の効率化を図ることができるものに加え、職員の高齢化を踏まえつつ、職場で安全に業務を行ううえで必要なものにつきましても柔軟に対応してまいりたいと考えております。
- ・ このような取り組みを続け、また、その他様々な方策を継続して検討するとともに、所属長をはじめとする職員一人ひとりが安全に対する意識を向上することで、公務災害の発生防止に努めてまいりたいと考えております。
- ・ リスクアセスメントにつきましては、現業職場を対象とした講習会を開催し、各職場においてリスクアセスメントを継続的に実施していただき、その結果に基づくリスクの低減を図ることが重要と認識していることから、当局といたしましても、各課の取り組みの総括等を局内で情報共有する等、労働災害の防止につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ・ なお、災害時の対応につきましては、当時の人事室が作成している「災害時における職員の健康管理マニュアル」や「災害対応における基本的な考え方(勤務条件関連等)」に基づき、事中事後で職員に労働災害や心身の不調が発生しないよう、勤務シフト等の設定には十分留意し、規模に応じて柔軟に対応出来るよう努めてまいります。長期間にわたって24時間体制が必要な場合の勤務時間の割り振り変更・勤務シフトの確立や、休日勤務等の勤務労働条件についての諸課題は、一方的な判断をすることなく「大阪市労使関係に関する条例」に基づき、皆様方と誠実に交渉・協議してまいります。
- ・ 次に、8点目にございました業務を行うにあたり必要となる免許・資格等の取得・受講につきましては、局と実態を把握している各職場で連携し、必要な免許の取得や、講習の受講等遺漏のないように対応してまいりたいと考えております。とりわけ、新規採用者につきましては、業務に対する習熟度や、在籍する班の構成等を総合的に勘案のうえ、必要に応じて計画的かつ段階的に資格等の取得をさせてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
- ・ また安全衛生教育の教材・機材につきましても、必要に応じて各課と情報共有を行い、柔軟に対応してまいります。
- ・ 次に、9点目にございました被服制度につきましては、永年にわたる創意工夫の積み重ねにより充実・改善されてきたものであり、事務事業の円滑な遂行を図るうえで重要な

役割を果たすものと認識しております。

- これら被服の貸与につきましては、総務局と市従本部との協議事項となりますが、局全体の共通課題が発生し、局安全衛生委員会にて検証した結果、特に安全性の確保を必要とする場合においては、総務局へ働きかけを行ってまいります。
- また、当局独自の作業環境を考慮した保護具等につきましては、各職場における環境や業務内容等を精査のうえ、安全性に配慮するとともに、より作業実態に即した保護具等とすべく、品目の変更も踏まえ柔軟な対応をする必要があるものと考えております。
- そのため、局安全衛生委員会の場を通じて、各職場の業務内容毎での作業服・保護具等の使用状況や、試用として新たに購入した作業服・保護具等に関する情報の共有を図るとともに、状況に応じた最適な対応・更なる安全作業の確保に向けた各職場間での活発な議論を継続的に実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 当局といたしましては、労働安全衛生面に関わる事項につきましては、事業主の責務として職員の安全と健康の確保を最優先に取り組んでまいりますとともに、各職場と連携して、職場実態に即した適切な運用に努めるべく、皆様方と真摯に協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(局)

- ただいまの回答に対しまして、質問等がございましたら、お願いいたします。

(市従)

- 定年延長や再任用職員等、高年齢職員の働き方については業務実態を十分に配慮していただき、職場環境に応じた整備を行っていただきたいと考えているが、今一度局の考え方をお聞かせ願いたい。

(局)

- 高齢期職員の働き方につきましては、局としても、安心して働き続けられる職場環境の整備は大変重要なことだと認識しております。
- エイジフレンドリーガイドラインの趣旨を周知するとともに、各課の安全衛生委員会等で出された意見の吸い上げやヒアリング実施等により各課の要望確認を行いながら、高年齢労働災害対策に努めてまいります。

(市従)

- 各課の安全衛生委員会等で出された意見の吸い上げやヒアリングを行うだけでなく、実践することが大事だと考えているため、よろしくお願いいたします。

(市従)

- 業務執行体制の構築について、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼす可能性があ

り、また、防災対策や災害対応を含めた持続可能な港湾行政、そして市民、利用者の要望に沿った「質の高い公共サービス」を提供するための業務執行体制の確立は極めて重要である。

- ・ 業務執行体制を構築するにあたり、局の考え方を聞かせていただきたい。

(局)

- ・ 業務執行体制の構築・職員の配置に関しましては管理運営事項であるものの、それに伴う職員の労働安全衛生等の労働勤務条件（業務執行体制の変更に伴う職員の勤務労働条件の変更に係る事項等）につきましては、今後も労使間で十分協議を行い、誠意をもって対応させていただきたいと考えております。
- ・ 本市におきましては、市政のあらゆる面から抜本的な改革を進め、財政再建に向けた取り組みを行っており、市政改革プランにおける「市民サービスの向上」「コスト削減」「スピードアップ」を目指し、令和4年3月策定の「市政改革プラン 3.1」において柱の1つとして、効果的・効率的な行財政運営や官民連携の推進に取り組むこととしております。
- ・ しかしながら、直営と請負の単なるコスト比較のみならず、利用者の利便性や地域住民の安全安心のためには、緊急性や即応性が求められる業務もあることから平成31年3月局策定の「直営事業の将来体制（案）」を基に、民間事業者の受入体制や業務遂行能力を考慮しつつ、引き続き局運営方針や大阪みなとビジョンの方向性も見据えながら各課の作業チームで検証を行い、必要となる将来体制を確立していきたいと考えております。

(市従)

- ・ 組合員は日夜、現場の最前線で業務にあたっており、これまでの組合員が果たしてきた責務や役割をしっかりと受け止め、技術・技能・知識・経験を継承するためにも、そして、市民・利用者サービスの充実と円滑な業務を遂行していくためにも、継続した新規採用を行い、人員確保を行うべきである。
- ・ そのうえで、災害時対応等も含めた必要とされる港湾行政サービスが、十分に提供できる業務執行体制を構築するよう、改めて求めておく。

(市従)

- ・ 回答の中で、「高齢期職員については、ガイドラインを踏まえ、各職場の要望を確認し、必要となる高年齢労働者の特性に配慮した職場づくりに努めてまいります。」と示されたが、職場環境の整備について指摘させていただく。
- ・ 誰もが65歳まで安全で安心して働くことができる職場環境づくりには、ハード面の整備はもちろん重要だが、ソフト面も重要である。
- ・ 高齢期職員が、職場で気づいた労働安全衛生に関するリスクや働くうえで負担に感じている事項、自身の体調の相談等、何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが必要である。

- ・ 働きやすい職場づくりは職員のモチベーションの向上につながり、ひいては「より質の高い公共サービスの提供」につながると考えている。
- ・ 再任用職員、現職も含め、これまでの業務経験を活かして職員のもつ能力が最大限発揮でき、働きがい・やりがいをもって日々の業務が行えるよう、職場づくりに取り組んでいただきたい。

(局)

- ・ 所属といたしましても、誰もが 65 歳まで安全で安心して働くことができる職場環境づくりは、職員の労働意欲・モチベーションの向上を図るうえで非常に重要であると認識しております。
- ・ 引き続き、オフサイトミーティングや局内広報誌「HUMAN」の定期発行による情報発信等を通じて、風通しのよい職場風土の醸成に取り組んでいく等、ハード面・ソフト面の両面から高齢期職員が長い職業人生の中で培ってきた知識や経験を職場で有効に活かすことができる環境を整備し、現職も含めた職員一人一人が“働きがい”“やりがい”をもつことができる職場環境づくりに努めてまいります。

(市従)

- ・ 今年度より定年引き上げの制度が始まり、60 歳を超えると給与面が 7 割水準となる。
- ・ 今後は、職員のモチベーションや士気向上といったメンタル面がより一層重要になる。
- ・ 様々な取り組みが実践され職員一人ひとりに反映されるよう、取り組みを進めていただきたい。

(市従)

- ・ 労働安全衛生については、法律が変わることがあるため、都度法的な部分を考慮しながら取り組みを進めていただきたい。
- ・ 市政改革プラン 3.1 記載の採用について、「歪な年齢の是正」「技術・技能の継承」を今後も引き続き考えていただき、来年度の要員要求も適切に行っていただきたい。
- ・ 最後に繰り返しになるが、今後も継続して協議をお願いしたい。

(局)

- ・ 最後に局長からご挨拶を申し上げます。

(局)

- ・ 本日は「技能職員にかかる勤務労働条件（労働安全衛生等）について」の申し入れ事項のうち、交渉事項につきまして、当局より回答いたしました。
- ・ 皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症になりましたが、引き続き感染対策には注意が必要な中、また気温が高く熱中症が心配される中、対策を行っていただきながら現場の第一線で日々業務に精励いただき、

厚く御礼申し上げます。

- また防災面、先だっては豪雨によりトンネルが通行止めとなったことがございました。水の流入防止、その後の排水や泥の排除等、皆様のご協力により早期の通行止め解除につながりました。改めまして日頃のご尽力に感謝する次第でございます。
- 今回申し入れのございました勤務労働条件（労働安全衛生等）につきまして、立案するだけではなく、現場で実践することで成り立っているものと考えております。今年度におきましては、現時点で1件の公務災害申請事案が発生しておりますが、再発防止策を講じ、所属長として本来0件を目指すべきものであり、引き続き、皆様方のご協力をいただきたく考えております。
- 大阪港湾局の将来の直営体制につきまして、港を維持していく為に培ってきた技術やノウハウが非常に貴重なものであるといった認識は変わっておりません。限られた職員数で、かつ年々高齢化していく中、現在の業務執行体制の充実・強化と、これまで培ってきた技術やノウハウが途絶えないよう、将来的な採用を含め、今後も「直営事業改革プロジェクトチーム」において直営事業の将来体制について議論を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。
- また、技能職員の採用につきまして、令和5年度は5名の新規採用を行いました。令和6年度につきましても、必要性を総務局に働きかけてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。
- 当局といたしましては、職制としての責任を果たすとともに、勤務労働条件にかかる交渉事項が発生した場合におきましては、皆様方と誠実に協議してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

（局）

- 本日の交渉につきましては、以上をもちまして終了いたします。